## 政 策 Ⅱ-3-(1)-(1)

# 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底
以東	摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保
	① 証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施
	② 悪質な市場仲介者の徹底摘発について、検査に係る基本方針・計画を策定し検査を
16 年度	実施
重点施策	③ 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審
	査を実施
	④ 課徴金制度を円滑に運用していくための体制の整備
	① 犯則事件の告発状況(犯則事件の告発件数等)
参考指標	② 検査の実施状況 (検査実施件数、勧告件数等)
少行旧保	③ 取引審査の実施状況(取引審査実施件数等)
	④ 体制整備の状況

# 2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	市場が公正であること
重点目標	証券市場において取引の公正が確保されていること

## 3. 政策の内容

監視委員会は、監督行政部門から独立したルール遵守を監視する組織として、公正・公平かつ透明で健全な市場構築のための中核的な役割を果たしていくため、証券市場における取引の公正を害する犯則事件の調査、証券会社等に関する検査及び日常的な市場監視を行うこととしています。

また、課徴金制度の導入など監視委員会の機能強化に対応するための体制の整備を行うこととしました。

#### (1) 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査の目的は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図るため、証券 取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めるこ とにあります。

監視委員会としては、証券市場等における市場参加者に対する監視活動を行い、 犯則の疑いのあるものについては、徹底した調査を進め、取引の公正を害する悪質 な行為に対して厳正に対処しています。

#### (2) 検査

監視委員会は、証券取引等の公正を確保し、公益及び投資者の保護を図ることを

目的として、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するために、証券会社等に対する検査を実施しています。

平成 16 検査事務年度においては、証券会社等に対する検査を「平成 16 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」により計画しました。

#### (3)取引審査

監視委員会においては、取引審査として、株価操作やインサイダー取引などの不公正な取引の疑いのある事例について、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め又は資料を徴取するとともに、幅広く情報提供を求め、これら報告・資料に基づいて、審査を行っています。

また、自主規制機関である証券取引所等の市場監視部門との間では、定期的又は随時に必要な連絡を取るなど緊密な情報交換を行っています。

#### (4)機能の強化及び体制の整備

急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、投資者の証券市場に対する信頼を確保することを目的として、監視委員会の市場監視機能の強化が図られることとなりました。具体的には、17年4月からインサイダー取引や相場操縦等の不公正取引に係る課徴金の調査、17年7月からは有価証券報告書等の検査、外国為替証拠金取引業者に対する検査等が新たに加わりました。

また、こうした新たな機能に対応するための体制の整備を行うこととしました。

## 4. 平成 16 事務年度における事務運営についての評価

監視委員会においては、取引の公正の確保と市場に対する投資者の信頼の保持を使命とし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標として任務の遂行に取り組んできました。

犯則事件の調査・告発については、監視委員会発足以来の最高の件数である 11 件(18 人) の告発を行いました。いずれも証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な事案でしたが、特に社会的に大きな影響を与えた虚偽の有価証券報告書提出及びインサイダー取引事案について告発を行ったほか、いわゆるデイトレーダーと呼ばれる個人投資家のインターネット取引による相場操縦事案、中央省庁勤務の公務員が法令に基づく権限を利用して行ったインサイダー取引事案についても告発を行うなど、監視委員会における重要な責務である犯則事件の調査を着実に果たしてきていると考えています。これらの調査・告発は、証券市場における不公正な取引を未然に防止するための直接的な抑止力としても機能していると考えています。

検査については、証券会社等 140 社に対して計画に基づき実施しました。特に、登録金融機関に対する検査を重点的に行った結果、信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為を初めて指摘し、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を 1 件行いま

した。この行為は、取引の公正を害することから弊害防止措置として禁止されているものであり、これを指摘したことは、取引の公正の確保及び個人投資家の保護に寄与するものと考えています。また、一部の証券会社においては前回検査と同一の問題(取引一任勘定取引)が再度発生しているものが認められました。その中でも、前回までの検査において、複数回にわたり取引一任勘定取引の契約の締結をする行為について指摘を受けていたにもかかわらず、平成16事務年度においても同様な法令違反を行っていた証券会社が認められ、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を行いました。さらに、割引金融債の取引に関し、顧客に対して、虚偽の内容の取引報告書を交付して虚偽の表示を行った行為や投資信託の乗換えを勧誘するに際し、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況が認められ、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を行うなど、効率的・効果的な事務運営に努めました。これらの検査や勧告は、悪質な市場仲介者からの投資者保護や市場の公正性、透明性向上に寄与していると考えていれます。

取引審査については、合計 674 件の審査を実施し、問題が把握された事案については、その内容に応じ、犯則事件の調査、課徴金の調査及び証券会社の検査に活用しています。こうした審査活動を通じた証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えています。

課徴金調査については、平成17年4月に課徴金制度が導入、同年7月に有価証券報告書等の検査権限が委任されることに伴い、課徴金調査・有価証券報告書等検査室が設置されました。これにより、証券市場において、より機動的な取締まりが行われ、不公正な証券取引等に対する厳正な対応が行われると考えています。

以上を踏まえれば、平成 16 年度における監視委員会の活動は、当初予定していた事務を着実に実施し、もって、証券市場等における投資者の保護及び取引の公正性の確保に寄与しているものと考えています。

#### 5. 今後の課題

(1) これまで証券分野においては、金融システム改革をはじめとする様々な改革の成果やIT技術の進展などを受けて、市場を取り巻く環境は大きく変化してきています。その中で、虚偽の有価証券報告書提出問題が公になり、ディスクロージャーのあり方が市場における重大な問題としてクローズアップされました。また、新たな商品や企業の資金調達のあり方など、様々な議論が巻き起こりました。更に、クロスボーダー取引が活発化している中で、海外の投資家によるインサイダー取引が発覚し、監視委員会とシンガポール証券当局との調査協力等の連携を行った結果、シンガポール証券当局が当該行為者に対して民事制裁金を課した事例がありました。このほか、IT技術の進展や証券市場における競争効果も相まって、個人投資家を対象としたネット取引の発達など販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新

商品や新たな取引形態の出現など、個人投資家にとって、様々な投資ニーズに応じた多様な選択肢が提供され、飛躍的に利便性が向上しています。近年においては、新たなタイプの金融商品や高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。

また、市場監視機能の強化の一環として、平成17年4月から、インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引や有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載に対し金銭的負担を課す課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与されました。更に、平成17年7月からは、検査の対象として、証券会社の財務の健全性等に関する検査項目や投資信託委託者等の検査対象先が拡大されました。また、有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査権限が関東財務局長から監視委員会に移管されました。加えて、平成17年6月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」により、平成17年12月以降に提出される継続開示書類についても課徴金調査の対象となりました。また、平成17年10月に投信販売を開始する予定の日本郵政公社が新たに検査対象となります。こうした新たな調査・検査権限を的確に行使することにより、証券市場に対する信頼の向上及び投資者の保護を図ることが求められています。

(2) 監視委員会としては、その与えられた責務を着実に果たすため、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、犯則事件の調査、課徴金調査、証券会社等に対する検査及び不審な取引に対する日常的な市場監視を実施していくことが不可欠であると考えています。

以上を踏まえ、平成 18 年度において、課徴金制度の円滑な運用のための体制整備 及び証券会社等に対する検査体制等の充実・強化を図るため、予算・機構定員要求 を行う必要があります。

#### 6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、証券市場に対する投資者の信頼を確保するため、市場監視の徹底及び体制の充実・強化を図り、新たな調査・検査権限を円滑に運用していくための体制の整備の実施等)を行う必要があります。